

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	山野 地区 (坪野、山斐、岩屋、飛驒屋、野能原、井波軸屋、安室、清水明、高屋、専勝寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状として、平場地域であり、概ね30a～40a区画の農地となっており、比較的条件の良い地域であることや、集落営農、会社組織、個人認定農家に集約している地域もあるが、認定農家以外の個人も多い地区である。その中で、個人農業者・認定農家の高齢化、集落営農・会社組織の労働力不足など、課題も多く、今後の農業経営の強化・効率化を進め、安定継続を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水利の恵まれている地域であるため、水稻を主要作物としつつ、大麦、大豆、蕎麦などの転作作物の団地化の拡大、特産である、チューリップ球根、里芋など園芸作物への補助事業の拡大や、スマート農業の導入促進を図り、さらなる収益、効率化を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	421.03 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	421.03 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

坪野集落は、農事組合法人1組織、認定農業者2名、8名の農業者で地区の農業を担っている現状であるが、5年～10年先を考えると、農業者の高齢化が進むために、次世代の後継者を育成する必要性が急務である。集落全体で営農を継続するためには、関係する人材が協力して実践することが必要となってくる。

山斐集落は、個人経営の法人が集積しているが、まだまだ個人経営者も多い。特産品を残すためにも、担い手を育成し、増加することも計画に入れながら、担い手に農地を集積する。

岩屋集落は、農業法人1社と個人経営担い手1名が存在する。個人経営の小規模農業者も多く、基本的には法人に集積するが、担い手をさらに育成し、集積する。

飛驒屋集落は、個人経営の担い手1名が存在するが、現在の農地集積は地区の大型の担い手など近隣の担い手が集積している。個人経営農業者も多いことから、集落内での担い手の育成を図り集積を図る。

野能原集落は、個人経営の担い手1名がおり、将来的には野能原集落での拡大を計り集積を行う。

井波軸屋集落は、個人の到達1名が存在する。球根など園芸作物を耕作しているので、多くの集積は難しい。近隣集落の担い手が集積しているが、担い手の育成を急がなければならない。担い手を育成し、農地の集積を図る。

安室集落は、規模の大きい担い手が多くを集積している。個人経営者も数軒あり、経営継続できない場合は法人に集積する。利屋地番についてもこの法人が集積する。

清水明集落は、集落内の営農組織にほぼ集積している。

高屋集落は、集落内に担い手はない。農地の多くは、近隣集落の担い手法人か集落営農組織に集積している。個人経営者はわずかであり、今後の集積は、近隣の担い手に集積する。

専勝寺集落は、担い手が存在しないことから、近隣の規模の大きい法人が半分ほどを集積している。まだ個人経営者も多く、基本的には、法人に集積するが担い手を育成して集積することも検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

個人経営の利用者が営農継続が出来なくなった場合などは、担い手への集積・集約化が進め、農地バンクを活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を保全していくため、市やJA等と連携し、地域内外からの多様な経営体の受け入れに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の恐れが高いエリアを中心に、侵入防止柵の設置等を進める。
- ②側条施肥等の環境にやさしい低コスト生産を推進する。
- ③軽労草刈機等、スマート農業技術の導入を促進し、省力化を図る。
- ⑦畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。
- ⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。